

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 三芳町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.2%
全職員	57.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	98.9%
本庁課長補佐相当職	96.3%
本庁係長相当職	102.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.0%
31～35年	94.2%
26～30年	87.8%
21～25年	86.8%
16～20年	90.8%
11～15年	90.1%
6～10年	90.1%
1～5年	80.2%

【説明欄】

・勤続年数別1～5年においては、他自治体からの出向職員等が含まれており、その影響を除いた場合の男女の給与の差異は87.2%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。